

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社を支えているステークホルダーとの信頼関係を構築・維持し、継続して企業価値を向上させる会社を目指しています。これを実現するためには、経営の健全性、効率性、透明性を確保することが不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題として位置付けています。

本基本方針に基づく当社のガバナンス体制につきましては、本報告書「II 2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご覧ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。
(2022年4月以降適用となるプライム市場向けの原則を含む。)

【原則1-4】(政策保有株式)

<政策保有に関する方針>

当社は、良好な取引関係の継続及び長期的な信頼関係の構築等、中長期的な企業価値向上に資する取引先の株式を政策保有株式として保有することとしています。当該保有株式につきましては、最低年に1回、取締役会にて個別銘柄ごとに保有目的、取引状況、株価、配当額等を総合的に検証し、保有の妥当性を判断しています。今後も定期的かつ継続的に検証を実施し、保有/売却の要否を見直します。

<政策保有株式に係る議決権行使の基準>

政策保有株式の議決権の行使につきましては、保有先の経営方針、業績等の経営状況、議案の内容等を精査し、それが中長期的な株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使いたします。

【原則4-11】(取締役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は現在7名で構成されており、そのうちの3名が当社独立性基準を満たす独立社外取締役です。

現在、女性及び外国人の取締役は選任されておらず、引き続きの課題はありますが、事業規模、事業形態等を考慮した上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保し、当社に最適な取締役会となるような人員構成としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社と取締役及びその近親者との取引について、定期的取引の有無に関する調査を実施しています。取締役による自己取引、利益相反取引その他重要な取引を行う場合は取締役会の承認を必要とし、また、取引後は遅滞なく当該取引について取締役会へ報告することとしており、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、その合理性・妥当性を確認することとしています。

また、関連当事者との取引については、法令に従い有価証券報告書等に開示することとしています。

【補充原則2-4-1】(人材多様性の確保)

当社は、映像技術を核に、顧客の期待を超える製品・システム・ソリューションの提案を進めており、「モノづくりの高度化、複雑化が進む中で、次のビジネスモデルを「創る」「支える」多様な人材の育成を目的にこれまでの人材育成方針を踏襲しつつ、VUCAの時代においてより柔軟な思考力・実践力を持った人材の育成を図る。」という中期人材育成方針を策定しています。

女性の管理職の登用については、2025年に女性管理職比率7%を目指しています。

女性の活躍推進に向けては、家庭と仕事の両立ができる環境を目指し、休職や短時間勤務制度の整備等の取り組みを進めています。また、国内においては、女性社員の採用強化、女性のリーダー層への登用、女性社員を対象としたキャリアデザイン研修等の研修体制の充実にいった施策を進めており、これをもって女性管理職比率の達成に繋がてまいります。

【女性管理職比率の現状:国内 4名/3.3%、海外 21名/30.4%】

外国人の管理職への登用については、目標値は設定していません。

当社グループは、日本・ドイツ・中国・アメリカ等世界17社から構成され、その社員の国籍は36か国に上ります。管理職については、数値目標ではなく、一人ひとりの人権を尊重し、公平な能力評価をもって相応しい人材を登用するべきである、という考え方です。なお、各国グループ会社のトップマネジメントには原則として現地の人材を採用しており、各国の状況や文化・慣習の多様性を経済活動に活かすとともに、適した職場環境の構築に努めています。

【外国人の管理職への登用の現状:国内 2名/1.7%】

また、中途採用者につきましても、相応しい人材を公平に評価し登用する方針であり、管理職の数値目標は設定していません。

【中途採用者の管理職への登用の現状:国内 58名/48%】

上記の取り組みの詳細については、当社Webサイトに掲載しています。

<https://www.eizo.co.jp/company/csr/6/>

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度を導入しています。

各自の運用に資するため、適切な運用機関・運用商品を選定し、従業員への定期的な教育を実施しています。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(i) 会社の目指すところ(企業理念等)や経営戦略、経営計画

<企業理念>

当社は会社の企業理念、行動指針を策定し、当社Webサイトに掲載しています。

<https://www.eizo.co.jp/company/information/code/>

<経営戦略・経営計画>

当社は2021年度を初年度とする第7次中期経営計画(3か年)を策定しています。本第7次中期経営計画の詳細は当社Webサイトに掲載しています。

<https://www.eizo.co.jp/ir/management/plan/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社の基本的な考え方は、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載の通りです。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に沿い、継続的にコーポレート・ガバナンスを充実させることを基本方針としています。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」(「取締役報酬関係」「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」)をご覧ください。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役候補指名の方針と手続

取締役候補者については、法令上求められる適格要件を満たすほか、会社経営に関する能力・経験及び人格・見識に秀でる者を指名しています。

社外取締役については、上記に加え、客観的で多様な視点から会社経営と業務執行に対する監督・監査を実施できる者を指名しています。

上記の指名方針のもと、経営陣幹部の選解任及び取締役候補者の指名については、取締役会の決定手続の客観的妥当性・透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会の審議答申を経た上で取締役会にて決議しています。監査等委員である取締役候補者については監査等委員会の同意を得るものとしています。

業務執行取締役の任期は1年となっていますが、社内規程に定める禁止事項に該当した場合及び適切でないと判断される事情が生じた場合には、指名・報酬諮問委員会の審議答申を経た上で取締役会の決議により解任について株主総会に付議することとしています。

(v) 個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名理由については、選任議案を上程する株主総会招集通知参考書類にて開示しています。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示・提供)

当社は、グローバルなステークホルダーへ迅速かつ確実に情報を提供するため、当社及び東京証券取引所のWebサイトにて、四半期毎に連結決算説明資料の和英同時開示、他にも英文財務諸表、中期経営計画、株主総会招集通知の英文での開示を行っています。また、2020年より当社Webサイトにて、中長期的な企業価値向上に向けた取組みを財務情報と非財務情報の両面から記載した統合報告書の英語版を日本語版と同日に開示しています。今後も必要な情報について英語での開示・提供を進めます。

【補充原則3-1-3】(サステナビリティについての取組み等)

当社は「映像を通じて豊かな未来社会を実現する」ことを企業理念としています。独自の技術・発想によりさまざまな社会課題の解決に寄与する製品・システム・サービスを提供するとともに、環境・人権・倫理に配慮し誠実に事業活動を行うこと、また地域社会の発展のために尽くすこと等を通じて、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当社グループのTCFDに基づく情報開示を含むサステナビリティへの取組み、人的資本や知的財産への投資につきましては、当社Webサイト及び統合報告書に記載しています。

当社Webサイト(サステナビリティへの取組み)

<https://www.eizo.co.jp/company/csr/index.html>

統合報告書

<https://www.eizo.co.jp/ir/library/integratedreport/> (P.29～32、P.39～40、P.47～52)

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任の範囲の概要)

当社では、法令・定款の定めにより決議すべき事項及び、経営に影響を及ぼす重要な事項として取締役会で決定すべき事項を取締役会規程で定めています。それ以外の業務執行の権限については、社内規程により各職位別に明確化しています。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、客観的で透明性のあるガバナンスの確保のためには、社外取締役が十分な独立性を有していることが必要であると考えており、次の「社外取締役の独立性基準」を定めています。

<社外取締役の独立性基準>

1. 当社の取締役会は、当社の社外取締役及び社外取締役候補者が現在及び直近3事業年度において、以下の各号のいずれにも該当しないと判断される場合は、独立性を有するものと判断する。

(1) EIZOグループの取引先であって、その取引額がEIZOグループ又はその取引先の連結売上高の2%を超える額である場合の当該取引先又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者()

(2) EIZOグループの資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他債権者又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

(3) EIZOグループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

(4) 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に有する株主)又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

(5) EIZOグループの現在の会計監査人である監査法人に所属し監査業務を実際に担当していた者

(6) EIZOグループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者又は監査役

- (7) EIZOグループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体の役員及び当該寄付に関わる研究・教育その他の活動に直接関与する者)
- (8) 上記(1)～(7)に該当する業務執行者等の配偶者又は2親等内の親族
- (9) 前各号のほか、当社又は一般株主と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- ()業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員その他これらに類する者及び使用人のことをいう
2. 本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。
3. 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

【補充原則4-10-1】(指名委員会・報酬委員会)

当社は、取締役の指名及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬に関し、社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、取締役会の意思決定手続きの客観的妥当性・透明性を更に向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しています。

指名・報酬諮問委員会の委員は、取締役会が取締役の中から選任し、その過半数は独立社外取締役としています。また、委員長は独立社外取締役の中から選定しています。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社の取締役会は現在7名で構成されており、そのうちの3名が【原則4-9】に記載の独立性基準を満たす独立社外取締役です。

当社は、事業規模、事業形態等を考慮した上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保し、当社に最適な取締役会となるような人員構成としています。

各取締役が有している知見・専門性については、スキルマトリクスを作成し、統合報告書等に掲載しています。

統合報告書

<https://www.eizo.co.jp/ir/library/integratedreport/> (P.59)

【補充原則4-11-2】(取締役の兼任状況)

取締役の重要な兼職状況は定時株主総会招集通知の事業報告及び株主総会参考書類において開示しています。

https://www.eizo.co.jp/ir/stock/invitation/54_invitation.pdf

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の概要)

取締役会は、主に以下の評価項目による審議を通して、取締役会全体の実効性の評価を実施しています。

- ・ 取締役会の人員構成、各取締役の知識・経験の多様性
- ・ 取締役会の開催頻度・審議時間
- ・ 取締役会付議基準の適切性
- ・ 議事プロセス
- ・ 資料等情報の事前提供及び内容の適切性
- ・ 議論の内容
- ・ 社外取締役の事業活動への理解、経営陣との意思疎通

当該評価の結果、当社の取締役会は、経営上の重要事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることを確認しています。今後とも、社会情勢や当事業環境の変化の中で、最適なガバナンス体制の構築を検討してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役に対するトレーニングの方針)

社外取締役は、当社グループについての理解を深めるため、事業概要、財務情報、組織等について就任後適時に担当役員等から説明を受けることとしています。また、取締役は、経営に対する監督・監査機能を果たすために必要な、経済情勢、業界動向、財務会計、コンプライアンス等の事項に関し、社内及び外部機関等から情報の提供を受けることとしています。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには株主・投資家との信頼関係を構築していくことが重要であると認識しており、そのための積極的な対話を行っています。

具体的には、社長が株主との対話全般について統括し、また、IR担当部門を設置し、株主との対話に向けたIR活動を実施しています。活動内容として決算説明会、中期経営計画説明会、個人投資家向け説明会等の開催により対話の充実を図っています。

このような対話を通して把握した株主からの意見・要望等については、IR担当部門から経営陣及び関連部門に適宜報告されています。

なお、IR担当部門は、対話を充実させるため、経営企画、経理・財務、開発、営業等の関連部門から必要な情報提供を受ける等の連携を図っています。また、当活動に係るインサイダー情報については、インサイダー取引防止に関する社内規程に基づき厳重な管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,657,700	12.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,980,600	9.29
株式会社北陸銀行	836,900	3.93
株式会社北國銀行	794,900	3.73
村田ヒロシ	670,840	3.15
株式会社ヒロアキコーポレーション	567,600	2.66
株式会社ハツキコーポレーション	567,600	2.66
佐々木嘉樹	530,000	2.49
EIZO社員持株会	473,794	2.22

株式会社FUJI	379,900	1.78
----------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
鈴木 正晃	他の会社の出身者													
井上 純	他の会社の出身者													
滝野 弘二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 正晃			鈴木氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社みずほ銀行に在籍しておりました。2021年3月末日現在、同行から借入金がありますが、当該金額は連結総資産の0.5%未満と僅少であり、また、当社の資金調達において重要なものではないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関における豊富な経験と事業法人の経営者として培った経験と幅広い見識を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあるため、今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値の向上に寄与することが期待できると考えております。当社の定める社外取締役の独立性基準及び取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

井上 純			井上氏は、過去において当社と部品の仕入等につき取引のある株式会社村田製作所に在籍しておりました。2020年度における取引額は当社及び同社の連結売上高に対していずれも0.5%未満と僅少であることから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	事業法人の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあるため、今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値の向上に寄与することが期待できると考えております。当社の定める社外取締役の独立性基準及び取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
滝野 弘二			滝野氏は、過去において当社の取引銀行の一つである株式会社北陸銀行に在籍しておりました。2021年3月末日現在、同行から借入金がありますが、当該金額は連結総資産の1.5%未満と僅少であり、また、当社の資金調達において重要なものではないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	金融機関における豊富な経験と事業法人の経営者としての幅広い見識を有しており、また業務執行をする経営陣から独立した客観的立場にあるため、今後も当社経営に対する監査監督機能の実効性を強化し、企業価値の向上に寄与することが期待できると考えております。当社の定める社外取締役の独立性基準及び取引所が示している独立性の基準への抵触はなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門が補助しております。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従うこととしております。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとしておりますが、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、相互に連携しながら監査・監督を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役会の決議に基づき、指名・報酬諮問委員会を2021年2月1日に設置いたしました。同委員会は、既存の報酬諮問委員会に、取締役の指名に関する機能を加えたものです。

指名・報酬諮問委員会では、取締役の指名方針や選解任に関する事項並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬制度、算定方法や報酬額等を審議し、取締役会に答申することとしております。

指名・報酬諮問委員会の委員は、取締役会が取締役の中から選任し、その過半数を独立社外取締役としております。また、現在、指名・報酬諮問委員会の委員の人数は、取締役5名、うち3名を独立社外取締役としております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役の全員を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役に対し、事業年度ごとの連結営業利益に連動させた業績連動報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。また、有価証券報告書において、一部取締役の報酬の個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、次の事項を考慮し、個々の取締役の職責、職務内容を踏まえた適切な水準とすることを基本方針とし、報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬(いずれも金銭報酬)により構成する。なお、業績連動報酬は業務執行取締役を支給対象とする。

- 1) 企業の中長期的成長及び持続的な企業価値の向上に対する動機付け
- 2) 企業の社会的責任を果たす役割
- 3) 経営環境、業績及び職務遂行状況
- 4) 経営に優れた人材の確保
- 5) 当社の事業内容と規模

報酬等の決定の方法、役位に応じた報酬水準は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が決定する社内規程に定める。また、各事業年度に係る具体的な支給額についても、当該社内規程に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会が定める範囲で決定する。

また、報酬体系、報酬水準等については、経営環境等の変化に対応し、適時適切に見直しを行う。

2. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するため、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とする。算定方法は、連結営業利益額の2%(上限200百万円)とし、支給対象である業務執行取締役の役職ごとに社内規程に定めるポイントを乗じて算出する。ただし、連結売上高営業利益率が2%未満の場合または連結当期純利益金額が10億円未満の場合は業績連動報酬を支給しない。算出された業績連動報酬額は、役員賞与として毎年、事業年度終了後の定時株主総会終了後に支給する。

なお、長期インセンティブ報酬として株式報酬等の非金銭報酬を導入する場合、別途株主総会の承認を得た上で取締役会にて社内規程を定める。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬の額、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、支給対象事業年度の連結営業利益額を指標とし、上位の役位ほどそのウェイトが高まる構成とする。ただし、具体的な業績連動報酬額の算定方法は上記3のとおりであり、業績に応じ、固定報酬と業績連動報酬の合計額に対する業績連動報酬の割合は、0%から60%の範囲で変動する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容、算定方法及び額は、いずれも、指名・報酬諮問委員会の答申を経て取締役会が定める社内規程による。個人別の報酬等のうち、固定報酬の具体的な支給金額の決定は、当該社内規程に基づき最高経営責任者が委任を受け、最終的に決定する。最高経営責任者に委任される範囲は指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで取締役会において決定する。なお、個人別の報酬等のうち、業績連動報酬の具体的な支給金額は、社内規程に定める上記3の算定方法により自動的に算出する。

【社外取締役のサポート体制】

内部監査部門が監査等委員会の補助業務を担当しております。また、社外取締役は取締役会等の重要会議の出席に際して、担当部門から資料の配付を受け、また、重要議案に関しては事前説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名、監査等委員である取締役4名で構成され、年度ごとに取り決める開催日程表に基づく開催に加え、必要に応じて臨時に開催しております。当取締役会では、経営の意思決定における重要事項につき付議され、業務執行状況の定期的な報告がなされております。闊達な議論を通して意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図っております。

(経営会議)

戦略決定の迅速化、重要な事項・課題への対応、業務執行等についての審議又は報告を目的として、必要に応じて経営会議を開催しております。経営会議は、主に常勤取締役及び執行役員により構成されております。

(執行役員制度)

当社は、経営の監督と業務の執行を分離し、業務執行の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員会は、独立社外取締役3名を含む4名の監査等委員で構成され、年度ごとに取り決める開催日程表に基づく開催に加え、必要に応じて臨時に開催することとしております。監査等委員会で決定した監査方針、監査計画等に従い、取締役会・重要会議への出席や業務・財産の状況調査等を通じて取締役の職務執行等につき監査・監督を行うこととしております。

(指名・報酬諮問委員会)

取締役の指名方針や選解任に関する事項並びに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬制度、報酬額等の決定における透明性・客観性を確保するため、任意の委員会として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会の委員は、取締役5名で構成し、うち3名を独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役としております。

(内部監査体制)

当社は内部監査部門として、監査室を設置しております。監査室は、監査方針を定めた「内部監査基本規程」に則り策定した年間監査基本計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を社長に報告しております。監査室の人員は2名であり、また、監査室長は必要に応じ被監査部門の業務に精通した監査員を別途任命し、監査を実施しております。

(会計監査人)

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、当該監査法人の会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として以上の体制を整備することにより、迅速な意思決定・業務執行の強化を図るとともに、取締役会の監査・監督機能と経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化と中長期的な企業価値の向上を図ることができるものと判断し、現状の企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社株主が株主総会での決議事項の内容や当社事業状況などを十分に検討できる期間が確保できるよう早期発送を心がけており、2021年6月24日開催の第54回定時株主総会(2021年3月期)の招集通知は、株主総会開催日の3週間前の6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社株主が株主総会に参加しやすいよう、一般的な集中日を回避した開催を心がけており、第54回定時株主総会(2021年3月期)は2021年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関の議決権行使サイトを利用した電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類については英文版を作成し、当社Webサイトで公開しております。
その他	株主総会后に株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトに掲載しております(https://www.eizo.co.jp/ir/disclosure/)。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末及び期末決算発表時に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びその他の開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料等を掲載しております(https://www.eizo.co.jp/ir/)。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: IR室 IR事務連絡責任者: 取締役 執行役員 経理部長 兼 IR室長 恵比寿 正樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「映像を通じて豊かな未来社会を実現する」という企業理念のもと「EIZOグループ行動指針」を定めており、「ステークホルダー(株主・取引先・社員・地域)との高い信頼関係を構築・維持する」ことをその一つとしております(https://www.eizo.co.jp/company/csr/)。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「EIZOグループ行動指針」を当社のサステナビリティに関する取組みの基本方針としております。独自の技術・発想により様々な社会課題を解決する製品・サービスの提供に努めるとともに、法令遵守、人権尊重、社会貢献、環境負荷低減などへの取組みを通じて、持続可能な社会の実現に向けた事業活動を推進しております。なお、具体的な取組みは当社Webサイトや統合報告書等に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」を策定し、ステークホルダーに対する公平かつ正確な情報提供について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社を支えているステークホルダーとともに、継続して適正な成果を生み出す会社を目指しております。

また、業務の有効性と効率性の追求、コンプライアンス、信頼できる財務報告書作成のためには、内部統制システムの構築・整備が不可欠であると認識し、重要な経営課題の一つと位置付けております。

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において下記のとおり定めています。

1. 企業集団における取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社取締役会は、当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たせるよう、当社グループ全役員を対象として、「企業理念」・「EIZOグループ行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、以下の要領にてコンプライアンスプログラムの整備及び充実を図る。

- イ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムを整備・運用する。
 - ロ. コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループの取締役及び使用人へ教育を行い、コンプライアンス意識を醸成し、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を実施する。
 - ハ. 内部通報制度の整備・運用を通して、法令違反による企業信用の失墜等、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防止する。
- 二. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然と対応し、その活動を助長する行為に関与しない。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」・「規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
 - ロ. 社内的重要会議の議事録及びその関連資料
 - ハ. 稟議書及びその他重要な社内申請書類
- 二. 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

3. 企業集団における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。

- イ. 経営会議にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク対策を決定する。
- ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、経理・情報管理・安全衛生・品質保証及び環境マネジメント等に関する各種規程の運用によるカテゴリーごとのリスクの分析・把握・防止・管理等を行う。
- ハ. 事業継続活動に関しては、リスク発生の際には迅速かつ確に対応すべく、事業継続計画(BCP)を策定する。

4. 企業集団における取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営戦略決定の迅速化と経営監督体制・業務執行体制の強化を目的に以下の体制を構築する。

- イ. 定例取締役会：年度ごとに取り決める開催日程表に基づき開催し、臨時取締役会は必要に応じて随時開催する。
 - ロ. 執行役員制度：経営の監督と業務の執行を分離するために、執行役員制度を導入し迅速な業務執行を図る。
 - ハ. 経営会議：常勤取締役及び執行役員を主な構成員とする経営会議を設置し、重要な経営課題の審議及び協議を効率的に行う。
- 二. グループ会社の業務執行状況については定例取締役会にて定期的な報告を受け、また、重要事項については取締役会及び経営会議において審議する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理する。グループ会社の業務遂行に関しては、「グループ会社管理規程」及び「Approval & Report Policy」に基づく重要事項の報告及び決裁の制度、内部監査制度の活用等により、グループ会社の状況に応じた必要かつ適切な管理を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査部門がこれを補助する。内部監査部門は当該補助業務につき監査等委員会の指示に従う。なお、当該補助業務の従事者は他の職務を兼任できるものとし、また、その人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、当社監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人は、法令及び定款に違反する重大な事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人からの内部通報を受けた場合には監査等委員会に報告する。

なお、内部通報制度を利用した者も含め、監査等委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査等委員会が選定する監査等委員は、業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、重要会議の議事録及び稟議書並びに内部監査報告書をはじめとする重要書類を閲覧し、当社グループの取締役及び使用人に随時説明を求められることができる。また、監査等委員会は、必要に応じて会計監査人及び内部監査部門と会合を行い、緊密な連携を図る。

監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等に関しては、それを支弁するため必要な措置をとる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「EIZOグループ行動指針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない」旨を定めており、これを遵守するよう周知徹底しております。

また、総務部が統括部門となり、反社会的勢力や団体に関する情報収集、警察や弁護士との連携など反社会的勢力や団体との関係を遮断するための取組みに努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社や株主の皆様の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者による大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、本来、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

一方で、製造業を営む当社グループの事業の運営には、企画・開発・製造・販売・サービス等のあらゆる場面で幅広いノウハウと豊富な経験が必要であり、国内外の顧客・取引先・社員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。そのため、当社の財務及び事業の方針を決定するに当たりこれらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

また、特定の者による大規模買付行為がなされた場合、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要な情報が提供される必要があると考えます。

そこで、当社取締役会は、議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為に際しては、株主の皆様のためにより必要かつ十分な情報が提供されることを目的として、一定の合理的なルールを設定することが当社及び当社株主全体の利益を守るために必要であると考えます。

このため、当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為への対応方針（買収防衛策）」を定めています。

本対応方針の詳細に関しましては、当社Webサイト(<https://www.eizo.co.jp/ir/news/2019/DC19-005.pdf>)に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダー(利害関係者)に対し、適時・適切に情報を開示し、説明責任を果たすことが重要であると考えております。このために、東京証券取引所の適時開示規則を遵守してまいります。

また当社は、当社グループ役員・社員の事業活動における判断・評価又は行為の拠るべき基準として「EIZOグループ行動指針」を定めており、この中で適時開示に係る方針について「経営の公正と透明性を維持するために、ステークホルダーに対し適切かつタイムリーに情報を開示します」と記し、社内への周知徹底を図っております。

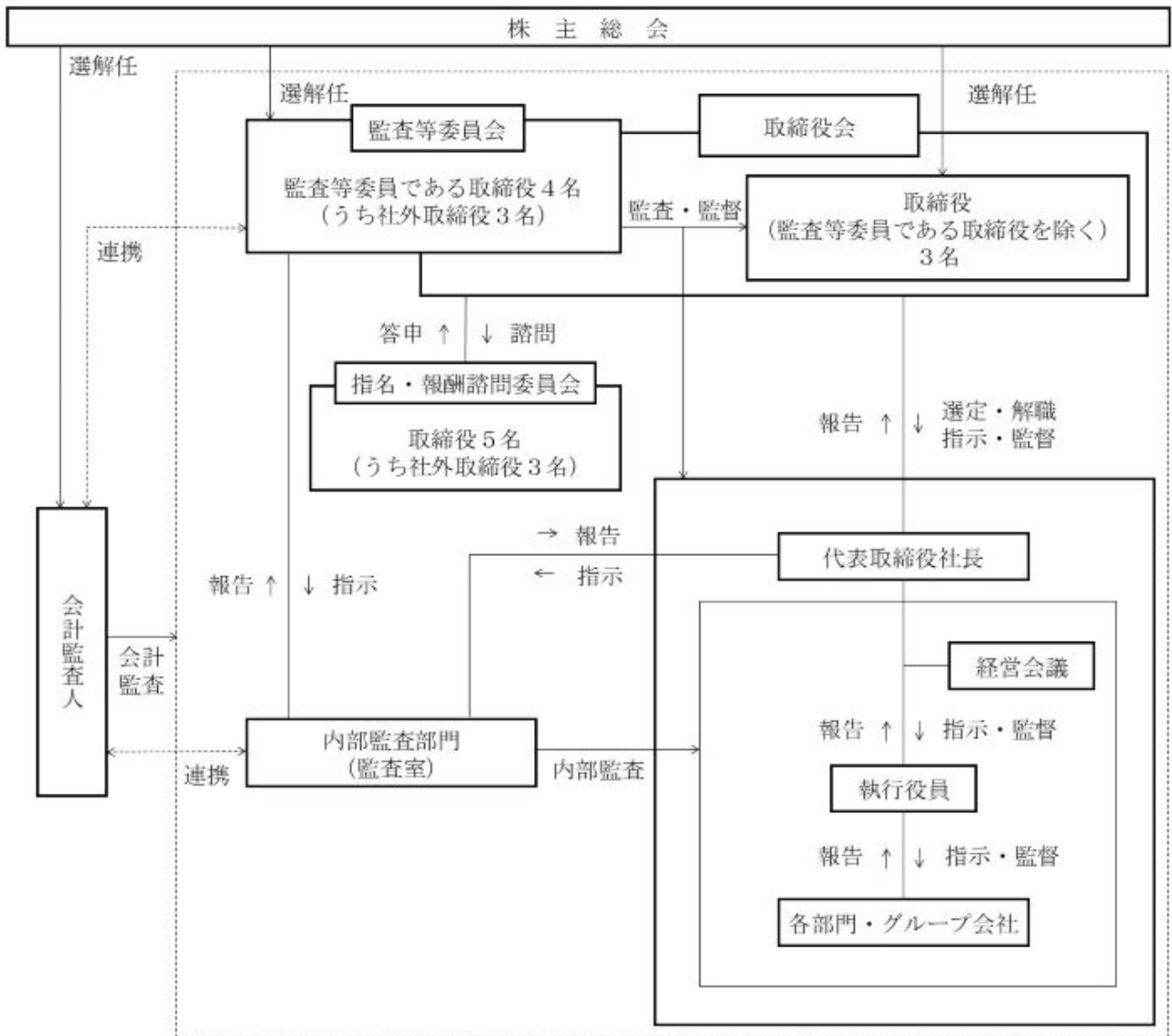
当社は、上場会社としての社会的責任を果たすために、今後とも、適時適切な会社情報の提供に努めてまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の公正かつ適時適切な開示を行うために、総務担当役員を「総括管理責任者」に定めております。「総括管理責任者」は会社情報を一元的に把握・管理し、的確な経営判断のもと、情報開示を指示する役割を担っております。会社情報の開示にあたっては、「総括管理責任者」が「管理責任者」である総務部長に対して開示を指示し、その指示に基づいて「管理責任者」が開示を実施しております。

なお、会社情報の適時適切な開示を行うにあたり、決定事実につきましては、取締役会で審議を行い、その決定・承認を経て「管理責任者」が開示を実施しております。また発生事実につきましては、事実確認を行った後、「総括管理責任者」の指示に基づき、「管理責任者」より速やかに情報開示を行っております。

《コーポレート・ガバナンス体制の模式図》



<適時開示体制に関する模式図>

